

背景

社会状況

- 急速な少子高齢化、●経済の低成長への移行
- 国民生活や意識の変化

国の医療構造改革

1. 安心・信頼の医療の確保と予防の重視
2. 医療費適正化の総合的な推進
3. 超高齢社会を展望した新たな医療保険制度

(1) 医療法等の一部を改正する法律

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律

ア. 医療法の改正（保健医療計画関連部分）

- 医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進
  - ・計画に、4疾病5事業\*（脳卒中、がん、小児救急医療等）の具体的な医療連携体制を位置づけ
  - ・計画に数値目標を明示し、事後評価できる仕組みとする
- 医師の偏在によるへき地や小児科等の医師不足問題への対応
- 医療情報の提供による適切な選択支援等

イ. 健康保険法等の改正（保健医療計画関連部分）

- 地域ケア体制整備構想による療養病床の再編

兵庫県の主な課題

1. 全国に比べ高い、がん（特に肝がん、肺がん）による死亡割合
2. 高齢化の進展による在宅療養ニーズの高まり
3. リハビリテーションニーズの高まり
4. 小児科・産科など診療科別に見た医師の偏在
5. へき地等地域別に見た医師の偏在
6. 増加する小児救急患者への適切な対応
7. 介護予防・保健サービスニーズの増大
8. エイズ・新興感染症のまん延防止への備え
9. 結核の罹患率が全国ワースト3位

平成18年4月の計画改定以降の主な取組

1. 西播磨総合リハビリテーションセンター開設（H18年7月）
2. 医療確保対策推進本部を設置（H18年8月）し、地域医療体制確保に取り組む
3. がん診療連携拠点病院の指定（H19年1月）
4. 県立こども病院「小児救急医療センター」、県立光風病院「精神科救急医療センター」の開設（H19年10月）

計画の見直し方針

計画の大枠は平成18年4月に改定した現計画の内容を踏襲

2次保健医療圏域にこだわらない、4疾病5事業の医療連携体制の明示

医師確保対策等、地域の重要課題への対応

療養病床の再編を踏まえた地域の在宅療養体制の推進

患者の適切な医療選択を支援する医療機関情報の提供

数値目標の設定と達成状況の評価検証のルール化

医療構造改革関係計画（医療費適正化計画、健康増進計画、地域ケア体制整備構想、がん対策推進計画）との整合

\*4疾病5事業とは…がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療

新計画の骨子（案）

第1部	1 改定の趣旨、計画の性格	
	2 兵庫県の概況	
第1章	3 基本理念	
	4 保健医療提供体制の基盤整備 ○保健医療圏域 ○基準病床数 ○保健医療施設 ○保健医療従事者 ○保健医療機関相互の役割分担と連携 ○保健医療情報の提供	
第2章	健康と元気を支える	
	1 母子保健 3 職域保健 5 歯科保健 7 感染症対策 9 健康危機管理体制	2 学校保健 4 成人保健 6 精神保健 8 アルギン対策
第3章	いのちを守る	
	1 救急医療・災害医療 ○救急医療* ○小児救急医療* ○災害医療* 2 へき地医療* 3 周産期医療* 4 生活習慣病対策 ○がん対策* ○脳血管疾患対策* ○心疾患対策* ○糖尿病対策*	4 疾病5事業 医療施設実態調査の実施
第4章	5 精神医療 6 歯科医療 7 先端医療 8 医療安全対策 9 薬事 ○医薬品の安全 ○薬物乱用防止 ○血液確保 10 患者に対する医療サービスの向上	
	地域ケアを進める	
第3部	1 かかりつけ医	2 在宅医療
	3 在宅ケア 4 地域リハビリテーションシステム 5 難病対策 6 摂食・嚥下障害対策 7 透析医療 8 保健・福祉・医療の連携	
第4部	圏域重点推進方策	
	1 神戸圏域 3 阪神北圏域 5 北播磨圏域 7 西播磨圏域 9 丹波圏域	2 阪神南圏域 4 東播磨圏域 6 中播磨圏域 8 但馬圏域 10 淡路圏域
第4部	計画の推進	

\*網掛け部分は4疾病5事業関連項目

主な内容・変更点等

◇改定の趣旨：医療制度改革及び医療法第5次改正を踏まえた全国一斉の改定であることを改定経緯に記載。前計画の達成状況を現時点で再整理。改定の視点として「患者等への医療情報の提供の推進」等5項目に整理（p2~5）

◇保健医療圏域：現行の2次保健医療圏域を維持する（p21）

◇基準病床数：（見直すかどうかも含め検討中）

◇医師：ドクターバンクの支援、県採用医師の派遣等の新規施策を追加（p36~38）

◇保健医療情報システム：医療法第5次改正に基づく医療機関の医療機能の情報公表について記載（p62~64）

◇母子保健：思春期「アカセツク」事業・「こんにちは赤ちゃん事業」などの新規施策を追加。母子歯科保健対策の必要性を記載（p66~69）

◇学校保健：児童生徒の生活習慣病に関するリスクファクターの現状を記載（p70~72）

◇成人保健：健康マイプラン100万人運動、特定健康診査・特定保健指導による生活習慣病の予防、がん対策推進計画に基づくがん予防の推進等について記載（健康増進計画の検討結果によりさらに追加）（p76~78）

◇精神保健：うつ対策の現状、課題、推進方策を追加（p81~83）

◆4疾病5事業については、国の指針を参考に医療連携体制の実態調査をもとに今後の連携方策を検討し記載  
（検討内容：地域ごとの医療機能の実態把握、連携圏域の柔軟な設定の検討、連携方策の検討等）

◇精神医療：光風病院の精神科救急医療センターを中心とした新たな精神科救急体制を構築すること、診療所の参画による精神科初期救急の整備検討について追加記載（p112~114）

◇歯科医療：生活習慣病患者への口腔ケアに対応する歯科医療体制の整備の必要性を追加記載（p115~116）

◇患者に対する医療サービスの向上：医療法の改正に基づく医療機関の医療機能の情報公表について記載（再掲）（p135~137）

◇かかりつけ医：かかりつけ医の役割として在宅療養の支援を明記、関係団体等によるかかりつけ医のさらなる普及促進の必要性を記載（p139）

◆在宅医療・在宅ケア・地域リハビリテーションシステムについては、4疾病の医療連携と深く関連するため、その検討を踏まえて記載

◇難病対策：平成18年に「在宅人工呼吸器装着難病患者災害時支援指針」を策定し、在宅療養の支援体制の整備を進めていることを記載（p143~147）

◇保健・福祉・医療の連携：発達障害児（者）支援のための医療・福祉の連携強化と診療技術の向上を図る旨を記載（p152~154）

◇2次圏域ごとに①圏域の概況（人口、人口動態、受療動向、保健医療施設、保健医療従事者）、②圏域の重点的な取り組みについて記載  
（②重点的な取り組みは圏域健康福祉推進協議会の協議を経て記載）

◇計画の検証・評価：計画の達成状況を定期的に把握し、検証・評価を行うことを明記（P224）

◇推進体制：医療分野によっては、必要に応じて2次圏域を越えた連携会議を開催して連携を図る旨を記載（p224）